

令和2年9月

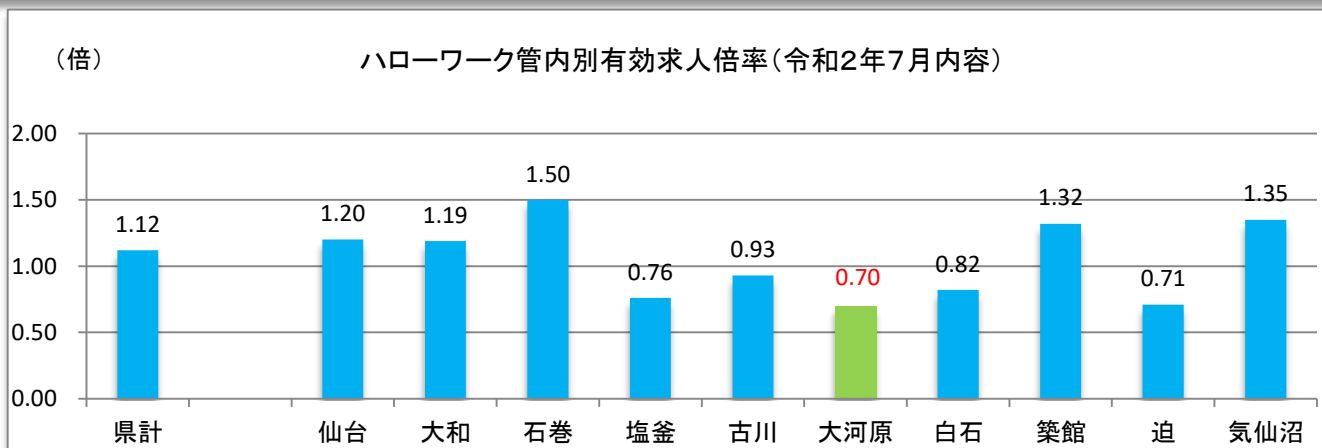
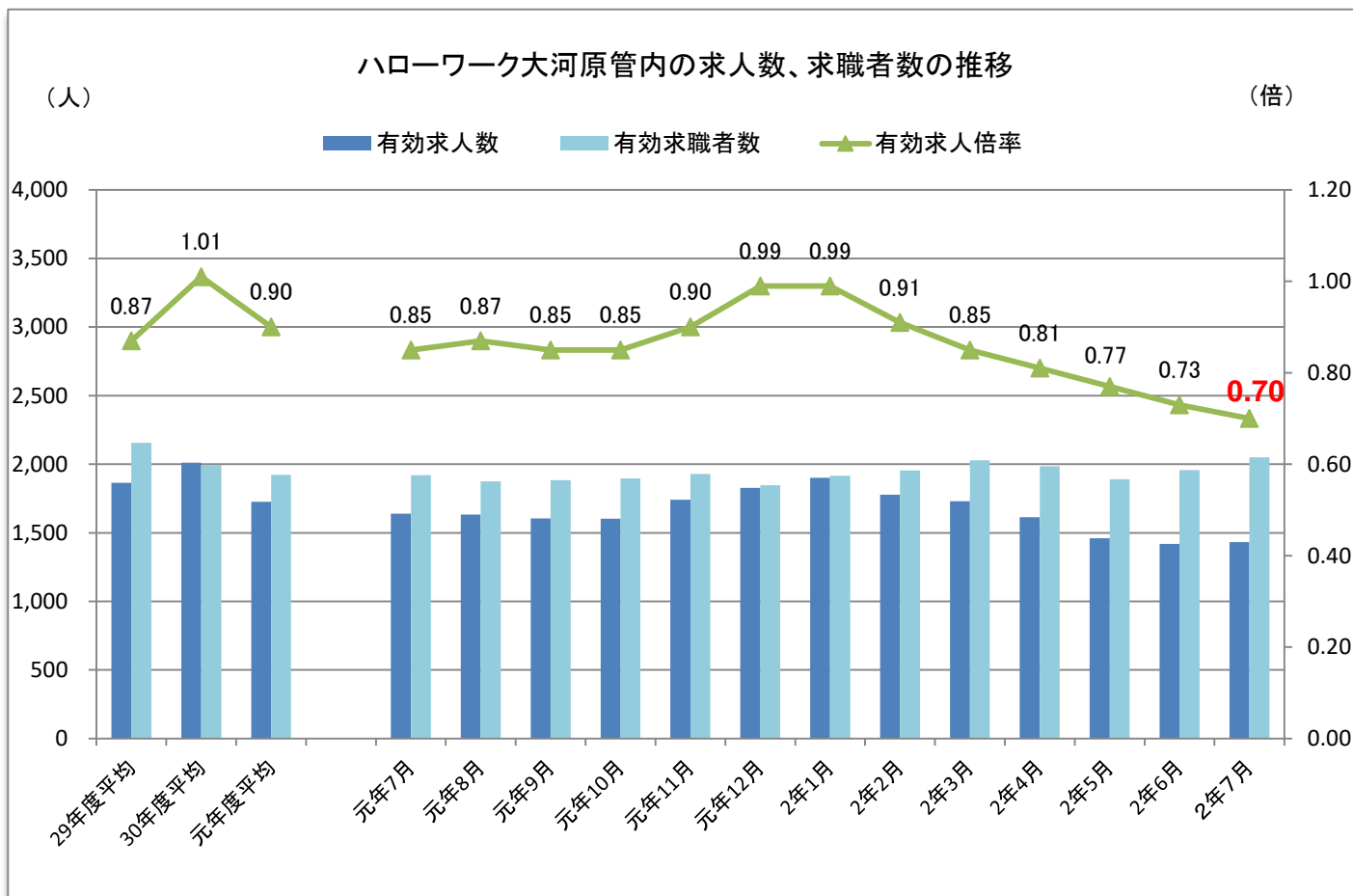
管内の雇用状況(令和2年7月内容)

有効求人倍率0.70倍

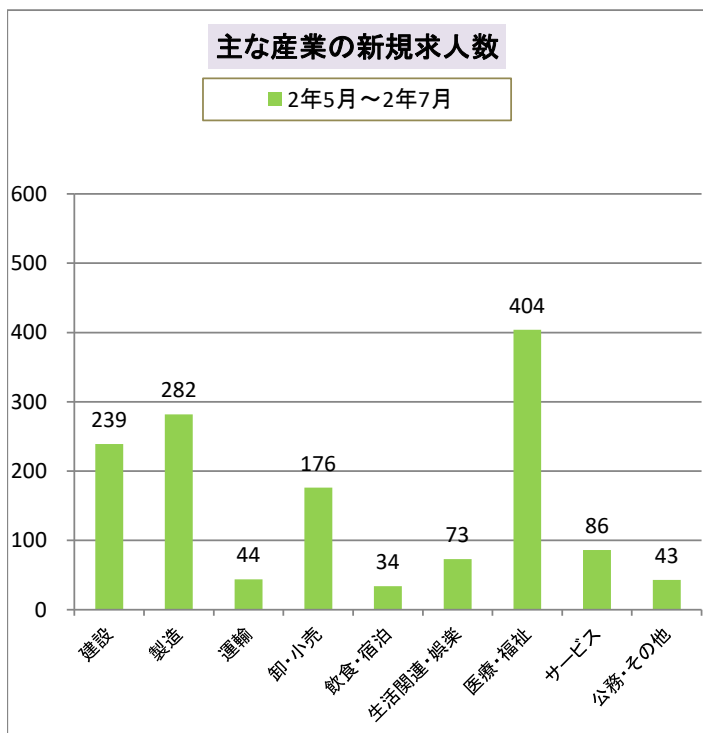
ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

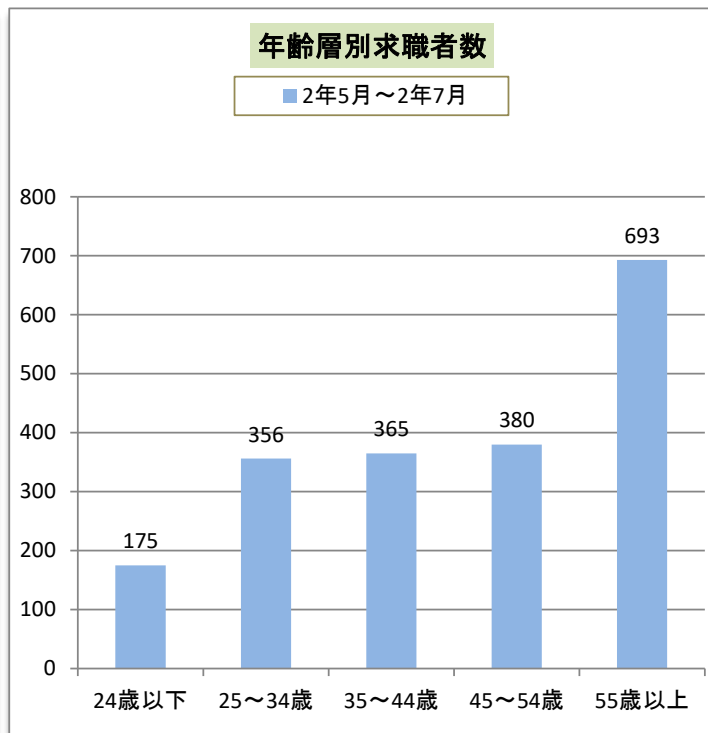
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



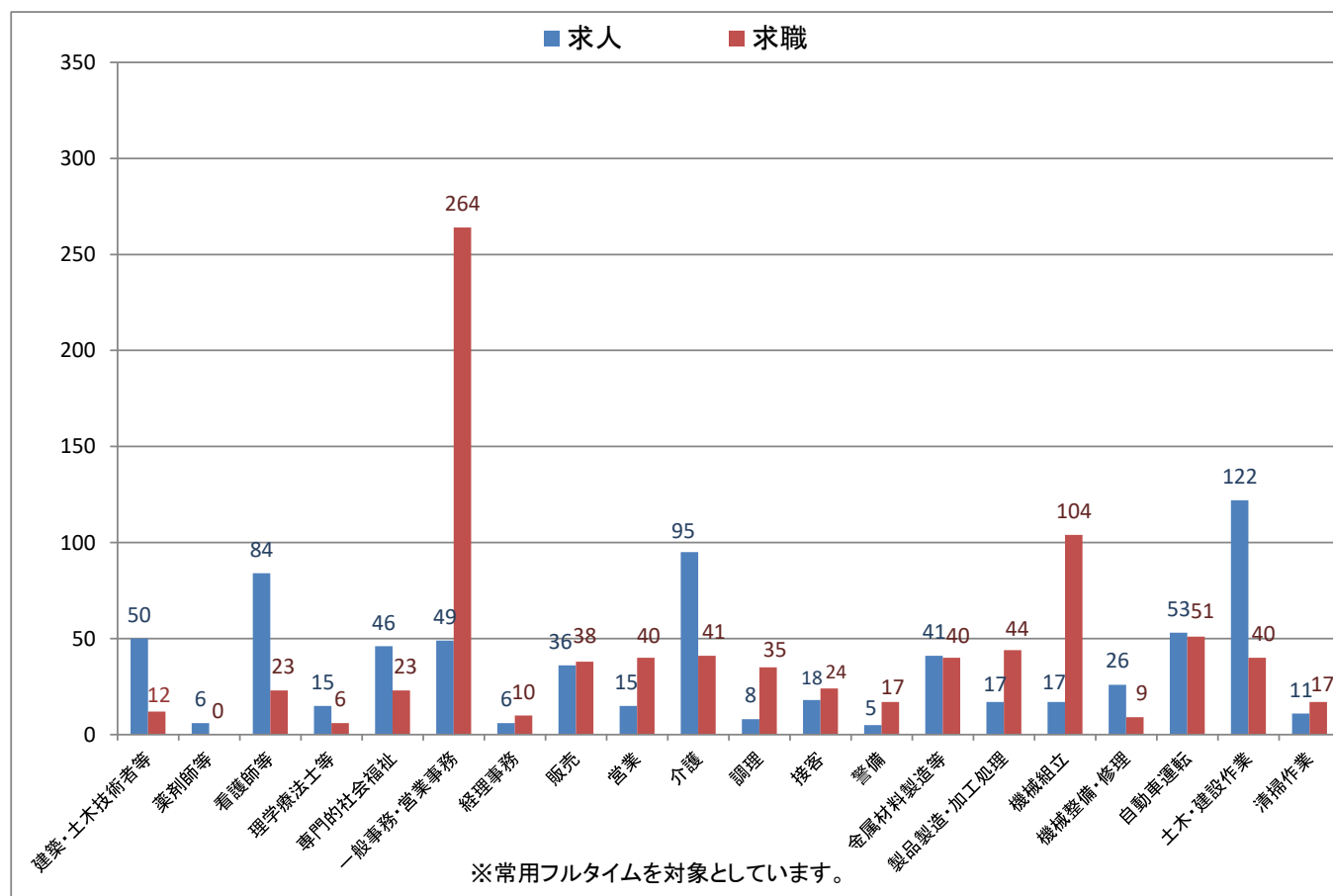
※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【2年7月内容】



職業別新規求人賃金情報

【2年4月～2年6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	30	0	3	7	9	12	14	23
薬剤師等	4	0	0	0	1	1	1	4
看護師等	50	0	9	22	40	37	29	14
専門的・社会福祉の職業	36	3	15	23	24	13	8	3
一般事務員・営業事務員	42	22	29	18	11	6	3	0
経理事務員	2	0	0	0	2	1	1	0
販売員	23	4	16	14	16	6	6	3
営業員	16	0	7	9	12	8	7	1
介護の職業	53	13	39	37	18	5	1	0
調理の職業	5	2	3	2	1	0	1	1
接客の職業	9	2	6	6	4	0	0	0
警備員	2	1	1	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	32	3	23	28	22	14	13	6
製品製造・加工の職業	14	5	6	10	8	3	2	0
機械組立の職業	6	2	1	4	1	1	0	0
機械整備・修理の職業	10	0	8	9	8	5	3	3
自動車運転の職業	35	3	6	12	12	16	17	13
土木・建設の職業	56	1	8	30	39	38	33	22
電気工事の職業	8	0	2	5	5	6	4	4
清掃の職業	9	1	3	7	6	3	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情

【2年4月～2年6月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	195	217	215	214	227
専門・技術	193	232	244	225	243
事務	207	209	212	216	203
販売	200	218	214	200	*
サービス	176	188	192	193	226
警備	*	*	211	*	*
農林漁業	*	224	*	188	196
運輸	*	245	234	203	223
生産工程・労務	196	201	180	224	214

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

(事業主の方へ)

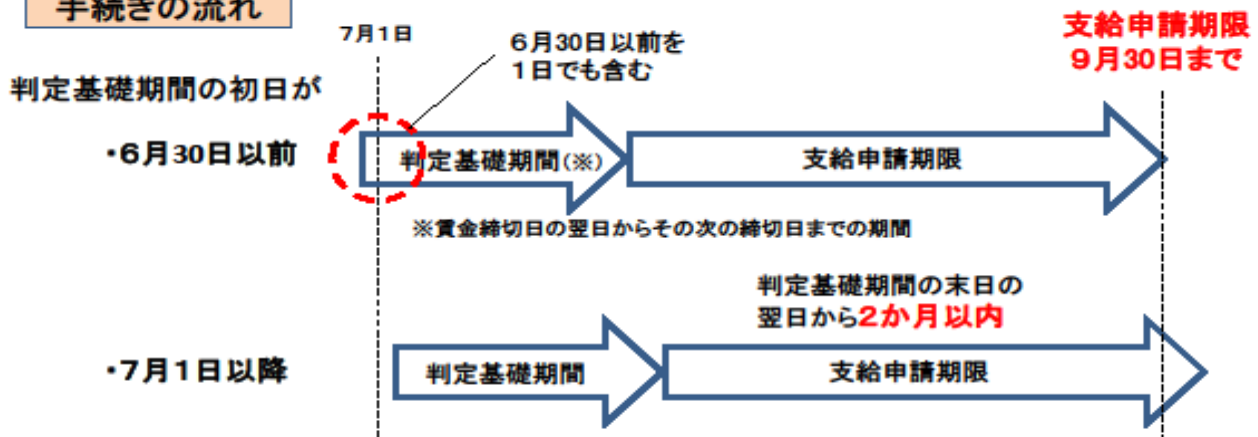
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

特例措置の内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

手続きの流れ



判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する雇用調整助成金等の支給申請は

令和2年9月30日まで (郵送の場合は必着)

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。


その他の特例措置の内容

その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/kovou_roudou/kovou/kvufukin/page107.html

ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・労働局・ハローワーク

LL020825企02

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。